

令和8年8月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和８年第９回）議事録

１．開催日時 令和８年８月１８日（火曜日）午後２時４０分

２．開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

３．出席委員（２０名）

１番 吉田真大	１２番 井上博美
２番 齋藤誠	１３番 菅原文克
３番 佐藤源樹	１５番 尾留川正敏
４番 佐々木純一	１６番 加藤三敏
５番 豊島靖喜	１７番 小野晃一
７番 佐藤崇	１８番 畑山留美子
８番 伊東金一	１９番 巴寛
９番 伊藤純二	２０番 畠山典雄
１０番 石井健一	２２番 板垣利明
１１番 佐々木亨	２４番 富樫公一

４．欠席委員（４名）

６番 真坂和都
１４番 三浦徳也
２１番 佐藤角栄
２３番 佐々木善永

５．議事日程第１号 令和８年８月１８日（火曜日） 午後２時４０分 開会

第 １．議事録署名委員指名

第 ２．会議書記任命

第 ３．会期決定

第 ４．議案第６３号 農地法第３条の規定に基づく賃借権設定の件

第 ５．議案第６４号 農地法第３条の規定に基づく所有権移転の件

第 ６．議案第６５号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 ７．議案第６６号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について（所有権移転）

第 ８．議案第６７号 農地転用事業計画変更承認の件

第 ９．議案第６８号 農地法第５条第１項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移
転の件

第１０．議案第６９号 農地法第２条第１項の農地に該当しない旨（非農地）の判断につ
いて

６．本日の会議に付した事件

議事日程第１号のとおり

７．出席した事務局職員

事務局長	柴田浩樹	次長	小松幸月
農政班長	三保敦	農地班長	二見真之

主席主査	渋谷 淳	主査	池田 弘
主査	小助川 洋	主査	小野 友紀子
主査	佐藤 弘輝		

8. 総会議長

富 樫 公 一

9. 議事録署名委員

3 番 佐 藤 源 樹 4 番 佐々木 純一

10. 会議の概要

○議長

これより令和8年8月10日公示招集されました、令和8年第9回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は、委員総数24名中20名であります。

6番真坂和都委員、14番三浦徳也委員、21番佐藤角栄委員、23番佐々木善永委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。

本日の提出案件は、議案第63号から議案第69号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、3番佐藤源樹委員、4番佐々木純一委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第４、議案第６３号「農地法第３条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第６３号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第６３号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第６３号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６３号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第５、議案第６４号「農地法第３条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第６４号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第３条第２項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第６４号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第６４号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第６４号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第６、議案第６５号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題としますが、本議案の１番と２番につきま

しては、7 番佐藤崇委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、退席していただきます。

暫時休憩いたします。

(佐藤崇委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 65 号 1 番と 2 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第 65 号 1 番と 2 番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第 65 号 1 番と 2 番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 65 号 1 番と 2 番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号 1 番と 2 番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(佐藤崇委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、議案第 65 号を議題としますが、本議案の 3 番から 266 番につきましては、3 番佐藤源樹委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、退席していただきます。

暫時休憩いたします。

(佐藤源樹委員退席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第 65 号 3 番から 266 番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第 65 号 3 番から 266 番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各号を満たしている旨説明する。補足として議案第 65

号3番から266番については、鳥海笹子地区ほ場整備事業に伴う契約案件である旨説明する。)

○議長

議案第65号3番から266番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第65号3番から266番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号3番から266番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

(佐藤源樹委員着席)

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第65号267番と268番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第65号267番と268番について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第65号267番と268番の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第65号267番と268番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号267番と268番は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第66号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について(所有権移転)」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第66号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第66号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第66号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第67号「農地転用事業計画変更承認の件」を議題としますが、日程第9、議案第68号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」と関連がございますので、併せて事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第67号と議案第68号は、一般住宅建築を目的として転用許可を受けた計画について、住宅の配置を変更するため、新たに隣接農地を転用し敷地を拡張するものであり、同一計画に係る案件であることから、一括して説明する旨説明する。）

議案第67号の事業計画変更承認の件について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

議案第68号の転用許可申請について、議案書に基づき朗読し、申請地は第2種農地と判断されるが、第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当する。

また申請地は既に住宅建築工事に着手済みの追認案件であるが、農地法の認識不足によるものであり、自主的な相談、顛末書などの提出があり、悪質性は低く、今後の遵守が示されているため受理した。申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断する旨を説明する。

なお、本案件の農地は秋田県農業会議に意見聴取を必要としない案件であり、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付けで変更承認および許可することになる旨を説明する。）

○議長

議案第67号及び議案第68号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

調査員、4番・佐々木純一委員。

○4 番佐々木純一委員

(議案第67号および議案第68号について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第67号及び議案第68号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第67号及び議案第68号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第67号及び議案第68号は、原案どおり総会翌日付けで変更承認および許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号及び議案第68号は、原案どおり総会翌日付けで変更承認および許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第69号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに議案第69号1番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第69号1番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。申請地は、長年耕作しておらず、樹木が繁茂し山林化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。)

○議長

議案第69号1番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、19番巴寛委員。

○19番・巴寛委員

(議案第69号1番について、現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は長期間耕作されていないため、樹木が繁茂し山林化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。)

○議長

ご苦労様でした。

議案第69号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第69号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

次に議案第69号2番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第69号2番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。申請地は、長年耕作しておらず、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。）

○議長

議案第69号2番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、20番畠山典雄委員。

○20番・畠山典雄委員

（議案第69号2番について、現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は長期間耕作されていないため、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。）

○議長

ご苦労様でした。

議案第69号2番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第69号2番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号2番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。
以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後 3 時 6 分)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 佐 藤 源 樹

議事録署名委員 佐 々 木 純 一